

令和 8 年 第 1 9 回

北本市議会改革特別委員会会議録

令和 8 年 5 月 2 2 日 開 会

北 本 市 議 会

議会改革特別委員会

1. 開会年月日 令和8年5月22日（金） 午前 9時30分
2. 出席委員 工藤日出夫委員長 中村洋子副委員長
桜井卓委員 小久保博雅委員
湯沢美恵委員 島野和夫委員
高橋誠委員 永井司委員
滝瀬光一委員 大嶋達巳委員
保角美代議長
3. 欠席委員 （0名）
4. 説明のため出席したもの （0名）

事務局職員出席者

佐藤慎也	局長	佐藤絵美	主幹
金子瑠美	主査	金子瑠美	主査

開会 午前 9時30分

○工藤日出夫委員長 おはようございます。

ただいまから第19回議会改革特別委員会を開会いたします。

本日は10時からの予定を30分繰り上げて、9時30分からといたしました。御参集いただきましてありがとうございます。

議事に入る前に、委員会傍聴についてですが、本日の委員会の傍聴については、これを許可しますので御了承ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時31分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりということなのですが、日程1の答申についてと日程2のその他のところで、議員間討議のガイドラインについてというテーマでございますけれども、答申の中に委員間討議のガイドラインの項目がありますので、順序を入れ替えて、委員間討議のガイドラインについてを議題といたしますので御了承ください。

それでは、お手元に配付いたしました北本市議会委員間討議のガイドラインの案について、前回、皆さんから御意見をいただきまして、一部修正をいたしました。

参考として、本論とは別に参考という形で分

けるような形に取り替えてみました。既に皆さんのところにL o G oチャットお送りしてございますが、このような取扱いでよろしいかどうかお尋ねいたします。

何か御意見ございますか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 内容については別にこれでいいと思うんですけども、前回は申し上げましたけれども、予算決算常任委員会の中の分科会、その部分で、適用するかないかというところはちょっと議論をするというか、結論を出してもいいんじゃないかなと思いますけれども。

○工藤日出夫委員長 予算決算の常任委員会からの各委員会への分科会の付託された、その分科会の中でも委員会討議をという形で、このガイドラインに沿って進めるかどうかということについての御提案を今、大嶋委員からありましたけれども、どのように取り扱いましたらよろしいでしょうか。

このガイドラインの申合せ事項で言うと、最終的には賛否の議論をするというところまでのつながりになっていくと、分科会の中では賛否の結論は出せないということになりますので、議論だけで終わってしまうということになるんですけども。1つ問題はあるかなというのは、事務局からのお考えもありますし、その辺、どういたしますかね。

ただ、1つの問題点があったからそれを煮詰めていくという、そういう中では、一つの有効性はあるんだろうとは思いますが、その

ことによって賛否が明らかになっていくという最終的なところにはなかなか行きにくいという、議論だけで終結させ、終わってしまうというところで、委員間討議というだけで言えば意味はないわけではないとは思いますが、どうでしょう。何か御意見ございますか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 意見というよりも確認ですけども、例えば、分科会の場で、分科会を終わらずに委員会討議をしたとしても、さっきおっしゃったとおりで、あくまでその意見の交換でしかないというところですよ。それは、果たしてやること自体は可能なかどうか、そのの整理が必要だと思います。

もう一つは、その全体会に移ったときという話と、恐らく、質疑にまた戻れるようになっていなきゃいけないと思うんですけども、全体会になると、質疑をしても答える執行部がいなくてということで、今までの感じで言うと、終わりの全体会に関してはそこからもう質疑はできないと、質疑は終わっているという整理だと思うんで、そちらでは委員間討議はもうできないということです。だから、その分科会の中でだけ委員会討議ができるかどうかということの整理なのかなと思ひまして、今までの流れ、今までのそのうちの議会での委員会だったり、予算決算委員会の流れを考えると、なかなか委員間討議をやる場が出てこないのかなというふうに思っているんですけども、そこだけ整理しておきたいなと思います。

○工藤日出夫委員長 今、桜井委員から御発言がありましたとおり、分科会と委員会の、いわゆる置き方のところによる。ただ、予算決算の中で、委員間討議をやれる、またはやりたい、やる必要があるんじゃないかというテーマは、多分、たくさんあるんだろうと思うんです。

そういう意味では、今の形の分科会ではなかなかできにくい。とあって、予算決算常任委員会に持っていったときには、執行部がいまないので、そこでやるものかということ、なかなか現実的にはそこでもできない。方法としては、変な話、前のように常任委員会方式に戻すかどうかというようなところまで最終的にはいっちゃうのかなというところになってしまいます。現実、予算委員会をつくって、また元に戻って常任委員会方式になったということも結構多いんですけども。だから何とも、それは、我々の議会として今後どうしていくかということもつながっていくと思うんですけども。

事務局長。

○佐藤慎也局長 今の桜井委員のお話で、法律的にまず問題ないのかということだと思いますけれども、基本的に、討論までいかなければ議論までで終わって、例えば、それを意見として分科会の会長報告に付する程度であれば得意問題ないかなと考えているところでございます。

では、先ほど言ったように、委員会のほうでできる、やるのかとなるとなかなか難しいところもありますので、やるとすればそこら辺かなと事務局としては考えます。

○**工藤日出夫委員長** 現状で、分科会の中で、1つのテーマについて委員の間で深めていくという意味ではそれなりの価値はあるんだろうと思う。ただ、最終的にどういう取扱いをしていくのかと。分科会長報告の中には、まさに局長が言ったように、それを盛り込むことによって、委員会の中でそういう議論があったのかというぐらいのことにはつながっていくのかなとは思っています。

そこで、そういう形であれば、分科会の中で議論だけは、討議だけはするというようなやり方はないということでも、できないということではないんじゃないかという事務局の見解もありますし、私もそこまでかなとは思っております。

何か御意見ございますか。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** どうぞ、桜井委員。

○**桜井 卓委員** そういうことであればいいんですけれども、であるならば、前回の委員会の中で、このガイドラインについて、大嶋委員から、分科会でもしやるとなれば、この辺の委員長というところは分科会長に変わってくと思うんで、何か分科会においてはこういうふう言い換えるみたいな、そういったものがないとガイドラインとして使いにくいのかなと思います。

○**工藤日出夫委員長** 今、桜井委員からのお話がありましたように、これが、分科会でもいわゆる委員間討議をということであれば、どこかに項目をつくって、分科会における討議のやり方

について幾つかのものを示していくということはあるかもしれない。いかがですか。

分科会でも議論だけは進めようじゃないかということであれば、それは、これはこれなりに予算決算で委員間、委員同士のいろんな考え方の交換ができるという意味ではまた新しい一つ、熟議というところにはつながっていくんじゃないかと思いますけれどもね。

島野委員、何か。今までのところを聞いて。

○**島野和夫委員** 委員間討議については、ファシリテーターの研修を受けました。その後、各分科会、委員会で、練習みたいな形式で、これも1回だけでしたか、そういう形、実施みたいなことをやらせていただいて、そういう意味ではまだまだ経験不足なところも、委員も議員も、委員長もそういったところは多々あるのではないかなと思います。そういう意味では、これからやりながらしっかり身につけていくということですが、そういうことも考えられるのかなというふうに思います。

いずれにしても、その熟議を深めていくという点では、そのやりながら深めていくということも視野に入れて進めていったらいいのかなと思います。

以上です。

○**工藤日出夫委員長** ということは、当面は分科会ではやらない。分科会でもやりながら改善していく。

○**島野和夫委員** その辺、よく分かりませんけれども、できるところからやっていっていただければ

いいのかなと思います。

○**工藤日出夫委員長** 滝瀬委員は、この分科会でやることについてはどのような御意見ですか。

○**滝瀬光一委員** 私は、分科会でやることについてはその方向でよろしいのかなというふうに思っています。分科会には執行部も出席しますので、質疑を終結しないで、必要であれば委員間討議を行って、また改めて執行部に質疑をしたければするという事です。

先ほど事務局長から発言がありましたように、分科会長報告の中にその内容については記載すればよろしいのかなと思っています。それをもって、今度は全体の常任委員会、予算決算常任委員会に進めばよろしいのかなと思います。

以上です。

○**工藤日出夫委員長** ほかに。

永井委員、何かございますか。これを、予算決算分科会の中でも委員間討議をということについて。

○**永井 司委員** 私も実施をしたほうがいいと思っています。分科会の中でやるべきだというふうに思います。

以上です。

○**工藤日出夫委員長** ほかに御意見何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** では、ないようですので、分科会の中でも委員間討議については実施をする、ただし、討議までというところで、採決等に直接、分科会そのものが採決する場所ではあ

りませんので。

では、そのところを、先ほど桜井委員からのお話がありましたような形で、若干、分科会の中での取扱いについてを加筆するということではよろしいでしょうか。

〔「よろしくお願いします」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** では、事務局で加筆したものをまた皆さんのところにフィードバックしますので、そういう前提の上でこのガイドラインについては御了承いただくということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** では、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、議題2として、答申についてを議題といたします。

答申の案につきまして、事務局で先般、何度か私も加わって、ちょっと調整をしまして、最終的に議長宛ての答申という形の案文をつくらせていただきました。既にL o G oチャットで添付して、皆さんに熟読していただいていると思いますので、私からは特に説明をいたしません。

それでは、答申の1の議会基本条例に関する事項の（1）番の議員定数についての書きぶりに、答申の内容については何か御意見ございますでしょうか。

桜井委員。

○**桜井 卓委員** 2ページ目の上から6行目、

「現行20人からの見直しを進める余地があるとするものである」のところ、この見直しは削減の方向だと思いますので、「20人からの削減を進める余地があるとするものである」としていただければと思います。

以上です。

○工藤日出夫委員長 「現行20人からの見直しを進める余地があるとするもの」というところの、見直しでなく削減という言葉に変えるということで、これでよろしいですか、皆さん。

〔「増についてはほとんど意見が出なかった」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 では、削減といたします。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○工藤日出夫委員長 ないようですので、この前回の委員会の中でもありましたように、両論を併記するような形で本委員会の結論ということにいたしたいと思いますので、ここはこれでいきたいと思います。

続いて、議員報酬についてでございますが、議員報酬についての答申の内容について何か御意見ございますでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 では、ないようですので、議員報酬についてはこのような形で答申いたします。

通年議会の検討についてでございますが、ここについては何か御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 ございませんか。

では、次の（４）番の議員間（委員間）討議のガイドラインの策定についてでございますが、先ほど、委員間討議のガイドラインについて条件付でお認めいただきましたので、このところ、どこかのところにこの答申とガイドラインを一緒に、全員、議場に報告するときに別紙で添付したいと思いますので、その添付している文言をこの中に入れて答申としたいと思いますけれども、いかがでございましょう。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 諮問されたときの、この文言で言えば「議員間（委員間）討議」ということだったのかもしれませんが、こちら、ガイドラインでは北本市議会委員間討議というふうに、もう使われているんで、議員間なのか委員間なのか、その辺の文言の取扱いについて、これは整理したほうがいいんじゃないかと思えますけれども。

以上です。

○工藤日出夫委員長 では、ガイドラインの本論に諮問の内容と同じような形で表記させていただきます。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 ないようでしたら、ここはこれで進めていきたいと思います。

(5) 番目の議会活動の活性化(議会改革)について、ア、タブレット活用についてはいかがでしょうか。

小久保委員。

○小久保博雅委員 タブレットの活用ですが、委員会の中で、私はパソコンとスマートフォンで十分だというのを意見を出したんですけども、これを導入したところの議員さんと話をして意見を聞くと、どうも北本市でやっているL o G oチャットみたいなものを持っていないんですね。全て紙レベルでやっていて、タブレットを導入している。あとは、災害のとき。そこだけでタブレットを考えると、今の我々でやっているL o G oチャットで添付文書も送れるし、ペーパーレスも可能だし、十分だと思うんですね。だから、そのところ、パソコン・スマートフォン等の活用により一定の事務効果が図られているところに、現在導入している方法等というのを入れていいのかなという気がしました。スマートフォン・タブレット等は十分で、意味は分かると思うんですけどね。システムも入れているから、そのところも加えておいたほうがいいかなという気はしました。

以上です。

○工藤日出夫委員長 小久保委員から、L o G oチャットを活用することによって、ペーパーレス化も含めた連絡等についての対応が十分できているという意味で、このところを加筆したらどうだろうかという御意見がございますけれども、これについて何か御意見ございますか。

永井委員。

○永井 司委員 L o G oチャットについて、別に記載することはいいと思いますけれども、ペーパーレス化は現状できていないので、それについては書く必要ないんじゃないかなと思います。

○工藤日出夫委員長 今、永井委員からの御意見がありましたけれども、そのような形で多少、書ぶりを少し変えさせていただきます。

授乳環境及び保育環境整備についてについてはいかがでしょうか。

何もないければ、これで進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(6) 広報広聴機能の充実について、議会モニター制度の充実についてを議題といたします。

ここについては御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 では、特にないようですので、次の議会活動の発信機能の強化についてを議題といたします。

ここについて、何か皆さんから御意見ございますでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 それでは、議会報告会のあり方についてでございます。

ここについて、何か御意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 全体を通して、先ほどいただきました何点かの加筆修正する部分を加えた

形で、最終的な答申案として御承認いただくという形でよろしいでしょうか。

また、直したものはL o G oチャットか何かでもって皆さんのところにお送りいたします。

〔「委員長」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 先ほどの議員報酬についてのところの答申の中で、発言するのを過ぎてしまったので、ちょっと言わせてもらいたいですけれども。

○工藤日出夫委員長 どうぞ。

○滝瀬光一委員 この議員報酬のところ、一方でという、6行目、そこで、「議員活動の専門化を前提とした議会改革」となっているんですけれども、この議員活動の専門化というところ、言葉、ちょっと引っかかっているんです。

○工藤日出夫委員長 専門化にはならないですよ、地方自治法上の規定から言っても。

○滝瀬光一委員 そう。だからこれ、専門化という言葉が引っかかっていたんです。

○工藤日出夫委員長 だから、直接議会に関わらなければ十分、兼業をするというのが前提になっているんだろうと思うんで。

〔「カットでいいんじゃないでしょうか」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 桜井委員。

○桜井 卓委員 すみません、私も見落としていました。

ここの「議員活動の専門化」の文言はカットしたほうがいいと思います。

○工藤日出夫委員長 通年議会の導入などによりという形で、議員活動の専門化を前提、議会改革のところを削除するような形で書き直します。

〔「前提などね」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 はい。

ほかにございますか。

永井委員。

○永井 司委員 御指摘の点は本当、おっしゃるとおりだと思います。

その後、その通年議会の後に、「議員の職責及び職務量が大きく変化する場合には」とあるんですけれども、職責が大きく変化することであるのでしょうか。ここも同様に、職務量は分かるんですけれども、職責の文言は同様に削除でよろしかったですか。

○工藤日出夫委員長 職責の、職責をどう考えるかな。確かに、地方自治法上で言われている、法令で言われている職責は変わらない。

〔「そこは変動はしない」「職務量はそのまま残しましょうか」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 ただ、それだけでない部分での議員としての職責みたいなものについては、社会環境の変化により多少なりとも、全く変わっていないということでもないんだろうとは思いますが、法令上の規定で言うと別に変ってるわけじゃない。ただ、社会の環境にそれを、どういうふうにしてその職責、法令で規定されている職責の中で、社会が変わっていく中でどう適合させていくかという意味で言えば、

変化する、しているというような捉え方はできるかもしれない。でも、それって極めて、どちらかというと個人、議員個人の受け止め方とところにつながっていくのかな。

桜井委員。

○桜井 卓委員 恐らく職務、職責という言い方がふさわしいかどうかなんですけれども、職務の質なんだと思うんですね。

この規定されているんだけど、現状の議会においていま一つやり切れいていないようなところがあれば、それについてもっとしっかりと、今まではそこまでやっていなかったんだけど、やっていったほうがいいんじゃないかみたいな、そういった言葉を表すに当たって、永井委員のおっしゃることも分かります。ただ、ここで議員の職務量だけにしてしまうと、量だけの問題なのかみたいな見られ方もされるので、職責という言い方がふさわしいかどうかは分からないんだけど、求められる内容、やるべきことというのが変わっていくということは、それは、法令としては決まっていることは変わっていないと思うんですけれども、我々の中で、その中でどこに重みを置いてやっていくかということに関して、例えば、埼玉県議会では、毎回のようには議員提案の条例が出てきたりとかとしていますが、そこまでやっていないですね。ただ、やはりそこをやっていこうとなれば当然、我々の職務内容も変わってきますし、それって職務量だけなのかというと、やっぱり質ということだと思うので、何が

言いたいかというのと、おっしゃることは分かるんだけど、あったとしてもそれほど変ではないかなと私は感じました。

○工藤日出夫委員長 これまで、議員の職責を、いわゆるその法令で規定されているもの以外に、住民側から見ればこれもあなたたちの責任の範囲内でないでしょうかというようなところの多少の食い違いみたいなものは日常的に起きているんだろうと思う。これは、世の中が変わっていく、変わった形で、我々に求めてくるものの内容も質も変わっていく。しかし、いずれにしても、我々は法令の中に定められている職責がまず大事な部分で、そこをどう受け止めていくのか。それと同時に、その受け止めの中に新たな、その住民の要望等も含めた中でどう捉えていくかという意味での、もう少し幅広く捉えれば、職責という言葉を残しておくという意味は、私もあるんじゃないかなとは思いますが。

職責という言葉になっちゃうと、法令に定められている部分だけにどうしてもなってしまうだろうと思うんです、いずれにしても。でも、実際に住民側のほうから見たときには、法令に定められている職責だけを必ずしも求めているわけではなく、そこをもう少し、変わった形で求められている。

〔「在り方でしたっけ」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 議会の在り方。

〔「議会の在り方とか議員の在り方とか」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** 議員報酬だから、議員の在り方のほうがいいかな。議員の在り方と職種、職務量。

〔「役割」「議員の役割、責任なのか役割なのか」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** 永井委員。

○**永井 司委員** 度々失礼いたします。

職務量、職務能力とかが対比されるのかな。責任がその時代によって変化することは絶対ないと思うんで、そこはちょっと、1回閉じた後で申し訳ないんですけども、そこは修正したほうが良いと考えております。

以上です。

○**工藤日出夫委員長** 職責の部分を変えたほうが良いと。

〔「職責が変化することはないということだね」「議員の職務量の後にしては」と言う人あり〕

○**工藤日出夫委員長** どういたしますか。職務量が大きくなっていくということは、多分、これからは増えていくし、現実にも今度、委員間討議が本格的に導入されるということになりますと、かなりボリューム的にも大きくなってはいくんだと思うんですね。

湯沢委員、何かございますか。

○**湯沢美恵委員** 職責という言葉をもうちょっと違う言葉に、当然、職務量が大きくなって、今後、議会改革を進めていく中で、議員活動に求められる内容が大きく変わってくることは大いにあるので、そのときに議員が負う在り方とか

役割とかというのは当然、変わってくるんだと思うんですよ。ただ、それが職責とイコールなのかというのは微妙なところではあるんだけれども、かといって、ここの職責だけを取っちゃうのもちょっと問題があるのかなと思うので、何か別の言い回しがあればそれにこしたことはないんだけど、在り方とか役割はイコール職責ではないし、かといって、職責以外の言葉を当てはめるとなると何がいいんだろうというところでは、すぐに思いつきません。

○**工藤日出夫委員長** 職責を果たす、果たさないということではなく、職責を果たさなければならぬ、いずれにしても。職責を果たしていないということになれば、ちょっとそこは大きな問題ですから、やっぱり職責は、もう果たすか果たさないかじゃなくて、当然、職責を我々自身がもう持っているものですので、あえてここでこういう形で記述しなくとも、ただ、時代の流れや議会のやり方を変えることによって職務の量が増えたり減ったりする。そういう意味で言うところ、職責が大きくなるよりは職務の量が増えていくということはそのとおりなんだと思うんです。職責は依然として変わらなくても、その中で果たさなければならない量が、内容が変わっていくという意味では、職責はいらないんじゃないかという御意見は一つの意見としては成り立つかなとは思いますが。

桜井委員。

○**桜井 卓委員** ちょっと言い方を変えて、例えば、議員に求められる役割くらいにして、議員

に求められる役割や職務の量というぐらいであればいいのかなと。

恐らく、地方自治法に書かれていること変わっていないくても、20年前、30年前の議会が求められてきたことと今求められていることって違うんじゃないかと思っていて、それは、先日の議会報告会でも、市民の方から、やっぱり求められていた。今、議員が求められている仕事の内容ってものすごく高いレベルだと思うんです。高い、低いというか、質がちょっと変わってきていると思うので、何かそのところをうまく表すような言葉は欲しいなと思っていて、今言ったような、あくまで私の今のアイデアでしかないですけども、議員に求められる役割や職務の量みたいな言い方でカバーできないかなと思うんですけども、いかがですかね。ほかの方にもいろいろとアイデアを出していただきたいなと思います。

○工藤日出夫委員長 局長。

○佐藤慎也局長 参考までにいいですか。

政府の地方制度調査会で、地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書というの、何回か出てはいるんですけども、その中で、例えば、言っているのが、先ほど湯沢委員からもありましたけれども議会の在り方というのが一つ、それから、議員に求められる役割、これの変化という言い方が確かにありますので、やるのであれば、例えば、先ほど桜井委員が言ったような後者のやり方もありかなと、議員に求められる役割の変化などに応じてという言い方はありか

なと思いますね。

○工藤日出夫委員長 職務量が大きくというところも要らない。

○佐藤慎也局長 いや、そこはまた別の話というか、あくまで内容の話なので。

○工藤日出夫委員長 それでは、私から提案させていただきます。

今、桜井委員が御発言されたように、議員に求められる役割という文言を加えて、職務量が大きく変化するというところにつなげていくような文書改正でということではいかかでございますか。

滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 その職責というところを議員の役割ということに置き換えるのであれば、役割と責務も入れていただいたらどうなのかな。

○工藤日出夫委員長 求められる役割や責務。

○滝瀬光一委員 ええ。役割や責務。

○工藤日出夫委員長 役割や責務及び職務量が大きく変化するということ。

桜井委員。

○桜井 卓委員 今、ちょっとそこの議員の、もともと職責と言っていた、責務になってもそんな変わらないと思うんで、その言い方をちょっと避けたいと思ったんで、あえてそのぼんやりと役割という言い方でまとめたかなと思ったので、そこにまた責務と入れてしまうと元に議論が戻りそうな気がするんで、いかがかなと。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 職責ということについては法律

で明記されているということだったので、それであれば責務、求められる責務という意味で申し上げたところですね。役割や責務ということで。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 1つには、私もその議員に求められる役割でいいと思うんですけども、もしくは、もう一つは、その職務量というのがありますけれども、ここのところを職務の質や量というふうにすることも一つなのかなと思いますので、提案しておきます。

○工藤日出夫委員長 職務の質と量ね。取りあえず今、幾つか御提言や御意見がございましたので、私のほうで、今の事務局と記録を取った中で、文章の整合性を図りながら整えるということとでいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 それでは、全体を通して、今の多少の修正をするということ、文言の修正を加えるということで、答申案については御了承いただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 それでは、その他でございますが、特別委員会の委員長報告を定例会の初日に行いたいと思いますので、このただいまいただきましたガイドラインを含めて、答申を含めて、これで結論を出すということでよろしくございますね。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 では、そういう前提に立ち

まして、委員長報告でございます。

第17回の4月21日の報告、それと、議員定数に対するアンケートについての報告、第18回の5月13日の議員定数についての報告、そして、本日の5月22日の答申についてと結論についての報告をして、審査の終結を報告したいと思いますが、これでよろしいでございますかね。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 では、御異議なしと認め、このようにさせていただきます。

では、多少、書きぶりを少し変えたりする必要がありますので、なるべく早く皆さん方のところにお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

ということで、以上をもちまして、議長から諮問をいただきました事項に対する答申について御了承いただいたというところで、本委員会については結審をしたいと思います。

では、副委員長、御挨拶をお願いします。

○中村洋子副委員長 以上で第19回議会改革特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時16分